

最高裁秘書第1928号

令和7年6月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年5月29日に答申（令和7年度（最情）答申第11号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第37号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月21日（令和6年度（最情）諮詢第37号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（最情）答申第11号）

件名：裁判所職員向けポータルサイト内の特定コンテンツに掲載されている資料の件名が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

courtsポータルの「秘書課ナビ」に掲載されている資料の件名が分かる文書（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年10月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁秘書課涉外室発行の渉外レポート第26号（令和6年2月26日付。以下「本件資料」という。）に「TOPICS 4 秘書課ナビ活用情報」と題する記載が存在することからすれば、本件開示申出文書は存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出について、「courtsポータルの「秘書課ナビ」に掲載されている資料の件名を認識することができる文書（最新版）」と整理した上で、最高裁判所内を探索したが、該当文書は存在しなかった。
- 2 秘書課ナビは、裁判所職員向けのポータルサイトを構成するコンテンツであるところ、ポータルサイトを管理運用する上で、コンテンツに掲載している資

料の件名を文書等により記録又は保存することは求められておらず、掲載している資料の件名を抽出することもできない。

なお、苦情申出人は、本件資料に秘書課ナビ活用情報に関する記載があることを根拠に、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張するが、本件資料には、秘書課ナビにおいて閲覧可能な情報の一部が紹介されているにすぎず、本件開示申出文書が存在することを示唆する記載はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、本件開示申出文書が存在しなかったこと、ポータルサイトを管理運用する上で、コンテンツに掲載している資料の件名を文書等により記録又は保存することは求められておらず、掲載している資料の件名を抽出することもできないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した秘書課ナビのサイト構成に照らすと、これらの説明に特段不合理な点は認められない。

苦情申出人が苦情申出書において引用する本件資料を見てみても、本件開示申出文書の存在を前提とした記載はなく、他に本件開示申出文書の保有をうかがわせる事情も認められない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋 桶
子 雅 戶
裕 神 川

委員長

委員長

委員